

事例紹介21 民間団体の取組

「中小企業経営者の自殺を防ぎたい」

記憶の奥底に、鮮やかに刻印されたひとつの新聞報道があります。それは、6年前の平成13年5月の連休のことです。知人が秋田県から岩手県に越える国道の陸橋から、60メートル下の谷底に飛び込みました。50歳代前半の若さで、愛する妻や子ども達をこの世に残し、自殺したのです。記事に接し、やる瀬の無い悲しみに襲われました。それから、怒りのような感情が立ち上がりました。

—これから何人の経営者が自殺するのであろうか。

当時、私は自己破産のさなかで、NPO法人を立ち上げることが出来ませんでした。恩師、友人の力を借りて中小企業経営者と家族の自殺を防ぐ「蜘蛛の糸」を立ち上げ、活動を開始したのは翌年6月ですから6年目になりました。その間の相談件数は233社。面談回数は950回を超えました。233社のうち、212社が倒産、17社が再起、2社の経営者がいのちを落とされました。

相談の基本的スタンスは常に現場にあります。「虫の目」のような低い目線から相談者の悲しみを覗きます。平成2年にバブルが崩壊してから17年、地方経済はあまりにも疲弊しました。首都圏の経済発展とはうら腹に地方経済は崩壊したままです。中小企業経営者の自殺は地域格差の影にほかなりません。4年目に入り、相談回数が500回を超えたところから、経営者の自殺は、「防げる」と確信するようになりました。それは、経営者の生きる復元力の強さにあります。パニックに陥ったり、挫折した経営者が時間の経過と共に蘇ります。

私が、自殺問題は「社会問題である」と認識したのは、自殺対策基本法の制定一年前でした。個人問題と考えると、個人の宗教、哲学、人生観などが錯綜し、対策が難しくなります。国、地方公共団体や民間団体は関与出来ません。年間3万人をこえる自殺者、30万人以上の自殺未遂者、1兆円を越える逸失所得、地域風土に及ぼすダメージまでが懸念されるのに、何で個人問題なのでしょう。人生半ばで逝った仲間たちの悲しみが私を活動に駆り立てています。地域社会に貢献してきた仲間たちを、「倒産ごときで死なせてたまるか」の思いに駆られつつ。

(特定非営利活動法人「蜘蛛の糸」 理事長 佐藤 久男)



5 法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター（愛称：法テラス）は、総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。

法テラスの行う情報提供業務は、法的問題を解決するために、裁判その他法による紛争解決のための制度の有効な利用に資する情報

や、弁護士、司法書士その他法律専門職者や適切な関係機関・団体等の情報を広く一般に無料で提供し、情報面でのアクセス障害をなくそうとするものである。

情報提供業務は、知っていれば有効に利用できる様々な法制度や法律相談を実施している関係機関の情報等を提供することにより、